

建設工事請負契約書(案)

収 入  
印 紙

- 1 建設工事名 令和8年度 静岡県中部看護専門学校  
講堂棟屋根防水改修工事
- 2 建設工事場所 焼津市 東小川1丁目 地内
- 3 工 期 着手 令和8年 月 日  
完成 令和8年11月 2日
- 4 請負代金額 ¥ \_\_\_\_\_  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ \_\_\_\_\_)
- 5 請負代金の支払  
前払金額 ¥ \_\_\_\_\_  
部分払回数 \_\_\_\_\_回以内
- 6 契約保証金 ¥ \_\_\_\_\_ (約款第4条第1項第 号該当)
- 7 現場代理人常駐 要 ・  不要

上記の建設工事について、発注者と受注者は、おののおの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 志太広域事務組合  
管理者 焼津市長 中野 弘道 印

住 所  
受注者 商 号  
氏 名

印

## 志太広域事務組合建設工事請負契約約款

### (総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書及び図面（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
  - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
  - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
  - 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
  - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
  - 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
  - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
  - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
  - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
  - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
  - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
  - 13 この契約に関する書類の作成に必要な費用は、受注者の負担とする。ただし、設計図書の作成に係る費用については、この限りでない。

### (関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
- 2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

### (工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報)

- 第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。
  - 3 発注者は、工程表につき直ちにその内容を審査し、不相当と認めるときは、受注者に訂正を求めるものとする。
  - 4 受注者は、発注者から請求があった場合においては、工程表に基づいて、工事工程月報を提出しなければならない。

### (適正な労務費の確保等)

- 第3条の2 発注者及び受注者は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。
- 2 発注者は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。
  - 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
    - (1) 適正な賃金をその雇用する技術者に支払うこと。
    - (2) 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を、直接下請契約を締結する者に支払うこと。
  - 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のため確認を行うときその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

- (1) 前項第1号の支払に関する書面
  - (2) 前項第2項の支払に関する書面
- 5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

#### (契約の保証)

**第4条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事及び発注者からの出動要請に基づき行う緊急性が高い災害応急対策又は災害復旧に関する工事に係る請負契約については、この限りではない。また、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証(契約保証特約を付したものに限る。)
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項若しくは第167条の10の2第2項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定する場合に該当するかについての調査を行うための基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)に満たない応札額により落札者となったときにおける契約保証金の額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第2号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第46条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1(調査基準価格に満たない金額で契約を締結した場合は、請負代金額の10分の3)に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 受注者は、第1項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

#### (権利義務の譲渡等)

- 第5条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (一括委任又は一括下請負の禁止)

**第6条** 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

#### (暴力団関係業者による下請負の禁止等)

- 第6条の2** 受注者は、第43条の2第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者(以下「暴力団関係業者」という。)を下請負人としてはならない。
- 2 受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。
- 3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除(受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。)を求めることができる。
- 4 前項の規定により発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

#### (下請負人の通知)

**第7条** 発注者は、下請契約を締結した受注者に対し、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

### (下請負人の社会保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。

(1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出したとき

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

### (特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

### (監督員)

第9条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

### (現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げるものを定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいう。以下同じ。）

(4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。以下同じ。）

2 主任技術者又は監理技術者は、工事が建設業法第26条第3項本文の規定に該当する場合は、専任の者でなければならない。この場合において、当該工事が同法第26条第2項の規定にも該当する場合には、当該専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。

3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 5 受注者は、第3項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 6 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

#### **（履行報告）**

第11条 受注者は、工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が請求したときは提示しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定によるほか、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

#### **（工事関係者に関する措置請求）**

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果は請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果は請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

#### **（工事材料の品質及び検査等）**

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査又は発注者の指定する検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じ、又は所要の措置をとらなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

#### **（監督員の立会い及び工事記録の整備等）**

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### **（支給材料及び貸与品）**

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所及び引渡し時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないとき認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければ

ならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡し場所又は引渡し時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

#### **（工事用地の確保等）**

**第16条** 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等を修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

#### **（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）**

**第17条** 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

#### **（条件変更等）**

**第18条** 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
  - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
  - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
    - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
    - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
    - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
  - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(設計図書の変更)**

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(工事中の中止)**

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### **(著しく短い工期の禁止)**

第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

#### **(受注者の請求による工期の延長)**

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に、工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(発注者の請求による工期の短縮等)**

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **(工期の変更方法)**

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第49条に規定するあっせん若しくは調

停を請求したこと又は第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な扱いをしてはならない。

#### **(請負代金額の変更方法等)**

**第24条** 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第49条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### **(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)**

**第25条** 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと、当該協議に関して受注者が第49条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第50条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

#### **(臨機の措置)**

**第26条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

#### **(一般的損害)**

**第27条** 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### **(第三者に及ぼした損害)**

**第28条** 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち、

発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### **(不可抗力による損害)**

**第29条** 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害を生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

#### (1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合はその評価額を差し引いた額とする。

#### (2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

#### (3) 仮設物及び建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

#### **(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)**

**第30条** 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### **(検査及び引渡し)**

**第31条** 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとする。
- 5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

#### **(請負代金の支払い)**

**第32条** 受注者は、前条第2項（同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合

格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、前条第2項の期限を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとする。

#### （部分使用）

**第33条** 発注者は、第31条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### （前金払及び中間前金払）

**第34条** 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、請負代金額が300万円未満の場合及び前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。

- 2 発注者は、前項に規定する請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と当該前払金に追加してする前払金（以下この条及び第37条第1項において「中間前払金」という。）に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託したときは、請負代金の10分の2以内の額の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、第37条第1項の規定により部分払金を受領した場合又は第5条第1項ただし書きの規定によりこの契約の締結により生ずる債権権利の譲渡について発注者の承諾が得られている場合又は第4条第2項ただし書きに規定する調査基準価格に満たない応札額により落札者となった者と契約締結した場合のいずれかに該当する場合には、中間前払金の支払いを請求することはできない。
- 4 受注者は、前項の規定による請求をしようとするときは、発注者に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。
  - (1) 工期の2分の1を経過していること。
  - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
  - (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
  - (4) 当初の前払金が支出済のものであること。
- 5 発注者は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、当該申請を受けた日から7日以内に当該認定の結果を通知するものとする。
- 6 第2項の規定は、第3項の場合について準用する。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額（第3項に規定する中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額の前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金を受領した場合にあっては10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 9 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- 11 受注者は、第1項又は第3項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

#### （保証契約の変更）

**第35条** 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保

証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。
- 4 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

#### (前払金の使用等)

**第36条** 受注者は、前払金（中間前払金を含む。）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

- 2 受注者が前払金を前項に規定する費用に充当する場合において、現場管理費及び一般管理費等の支払いに充当することができる額は、前払金の100分の25以内とする。

#### (部分払)

**第37条** 受注者は、工事の完成前に、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、中間前払金の支払いを受けていない場合に限り、次項から第7項までに定めるところにより、契約書記載の回数の範囲内において、部分払を請求することができる。ただし、第34条第1項に規定する前払金の支払いを受けている場合は、発注者が特に必要があると認める場合を除き、出来型が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から40日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

#### (部分引渡し)

**第38条** 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。工事目的物について指定部分がない場合において、工事目的物の一部が完成し、その引渡しについての合意が成立したときについても同様とする。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times \left( 1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

#### (第三者による代理受領)

**第39条** 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、代理受領の金額が50万円以上で、かつ、当該代理人が志太広域事務組合指定金融機関である場合又は発注者が特に必要と認めた場合に前項の承諾をするものとする。
- 3 発注者は、前2項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（前条において準用する場合を含む）

む。)又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

#### (前払金等の不払に対する工事の中止)

**第40条** 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約不適合責任)

**第41条** 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

#### 第42条 削除

#### 第42条の2 削除

#### (発注者の催告による解除権)

**第43条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (発注者の催告によらない解除権)

**第43条の2** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をい

う。以下この項において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第45条又は第45条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(10) 受注者(受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にあっては当該個人その他経営に実質的に関与している者をいい、受注者が法人である場合にあっては当該法人の役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 発注者が第6条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき(キに該当する場合を除く。)

#### (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第43条の3 第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### (談合等の不正行為に係る解除)

第43条の4 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 第46条の3第1項に該当するとき。

(2) 受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき。

#### (発注者の任意解除権)

第44条 発注者は、建設工事が完成するまでの間は、第43条、第43条の2又は第43条の4の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (受注者の催告による解除権)

第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### (受注者の催告によらない解除権)

第45条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

#### (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条の3 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### (解除に伴う措置)

第46条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第43条の2又は第46条の2第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の

日までの日数に応じ、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第44条、第45条又は第45条の2の規定によるときにあつては、その余剰額を、それぞれ発注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第43条の2又は第46条の2第3項の規定によるときは発注者が定め、第44条、第45条又は第45条の2の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

#### **（発注者の損害賠償請求等）**

**第46条の2** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
  - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
  - (3) 第43条又は第43条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1（調査基準価格に満たない価格で契約を締結した受注者にあつては、請負代金額の10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第43条又は第43条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
  - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額を請求することができる。
- 6 第2項の場合（第43条の2第1項第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

#### **（談合等の不正行為に係る違約金）**

**第46条の3** この契約に関し、受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更

後の請負代金額)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)
  - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。)において、この契約に関し、受注者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。次項において同じ。)の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

#### (受注者の損害賠償請求等)

**第46条の4** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第45条又は第45条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の利息を付した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (契約不適合責任期間等)

**第46条の5** 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項(第38条第1項において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (火災保険等)

第47条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付きなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

#### (賠償金等の徴収)

第48条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日までこの契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につきこの契約の締結時における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の延滞金を追徴する。

#### (暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第48条の2 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 前項の規定による警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。

3 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

#### (あっせん又は調停)

第49条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による静岡県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

#### (仲裁)

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

#### (雑則)

第51条 この約款に基づく受注者の発注者に対する届出、通知等の書式は、発注者の定めるところによる。

#### (補則)

第52条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

#### 附 則

この約款は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この約款は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

この約款は、平成27年6月1日から施行する。

#### 附 則

この約款は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この約款は、平成30年10月1日から施行する。

#### 附 則

この約款は、令和3年4月1日から施行する。

#### 附 則

この約款は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に締結される工事の請負契約について適用する。

#### 附 則

この約款は、令和8年5月1日から施行し、同日以後に締結される工事の請負契約について適用する。

焼津市建設工事執行規則（昭和 53 年焼津市規則第 14 号）第 10 条に規定する設計図書のうち、焼津市が発注する建設工事に係る仕様書は、国等及び静岡県の土木工事等に係る仕様書を準用する。該当する仕様書の内容は焼津市ホームページ等により確認すること。

当該建設工事に適用する仕様書一覧表

	仕様書	適用
1	土木工事共通仕様書（静岡県）	
2	農林土木工事共通仕様書（静岡県）	
3	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)	○
4	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)	
5	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版)	
6	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版)	○
7	公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)	
8	公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版)	
9	建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)	○
10	公共建築木造工事標準仕様書(令和7年版)	
11	公共住宅建設工事共通仕様書(令和4年度版)	
12	電子納品特記仕様書（焼津市）	○
13	遠隔臨場の試行に関する特記仕様書（焼津市）	○
14	建設工事事務取扱に関する特記仕様書（焼津市）	
15	焼津市週休2日工事（土木工事等）特記仕様書	
16	焼津市週休2日工事（建築工事）特記仕様書	○
17	法定外の労災保険の付保に関する特記仕様書（焼津市）	○
18	情報共有システム（ASP）の活用に関する特記仕様書	○

- 1 この工事に適用する仕様書は「適用」欄に○印の記載のあるものである。
- 2 適用する仕様書の内容は焼津市HP等から確認するとともに、必要に応じて施工計画書等に反映させるものとする。

(<https://www.city.yaizu.lg.jp/business/bid-contract/seido/koji-bid/kojishiyosho.html>)

- 3 本表にないが当該工事に適用する仕様書は個々に編さんする。

# 令和8年度

## 静岡県中部看護専門学校講堂棟屋根防水改修工事

### 図面リスト

A-01	表紙・図面リスト・案内図
A-02	建築工事改修特記仕様書(1/3)
A-03	建築工事改修特記仕様書(2/3)
A-04	建築工事改修特記仕様書(3/3)
A-05	施工条件特記仕様書
A-06	配置図
A-07	R階平面図
A-08	部分詳細図

計 8 枚

### 案内図



施工場所：静岡県中部看護専門学校





○9 シーリング (3.1.4) (3.7.2~8)

シーリング 改修工法の種類

- シーリング 充填工法
- ・ シーリング 再充填工法
- ・ 拡張シーリング 再充填工法
- フラッグ 工法
- ・ ボントウアラッカー 張り
- ・ エッジング 材張り

シーリング 材の種類、施工箇所  
下記以外は(表3.7.1)による

施工箇所	シーリング 材の種類 (記号)
笠木と立上り取り合い部	MS-1
笠木継ぎ目	MS-1

仕上げを行わない施工箇所

- ・ 図示による
- ・ 改修標準仕様書3.7.3(1)による

シーリング材の目地寸法

- ・ 図示による

目地寸法

- ・ 打継ぎ目地
- ・ ひび割れ誘発目地
- ・ ガラス回り目地
- ・ その他の箇所
- 目地位置
- シーリング 材の試験

4-1章 外壁改修工事 (コンクリート打込仕上げ外壁改修)

1 ひび割れ部改修工法 (4.1.4) (4.2.4~8)

・ 樹脂注入工法(ひび割れ幅0.2以上~1.0mm以下の場合に適用)

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
・ 自動式低圧式 樹脂注入工法	0.2以上~1.0以下	・ 200~300	・ 130
・ 手動式式 樹脂注入工法	0.2以上~0.3未満	・ 50~100	・ 40
・ 機械式式 樹脂注入工法	0.3以上~0.5未満	・ 100~200	・ 70
	0.5以上~1.0以下	・ 150~250	・ 130

注入状況の確認方法

- ・ コ抜取を行う
- ・ 抜き取り個数
- ・ 抜き取り部の補修方法

・ 引抜き材充填工法(ひび割れ幅1.0mm超の場合に適用)

- ・ シーリング 材 充填材料の種類
- ・ シーリング 材のうえに
- ・ 行う
- ・ 行わない
- ・ シーリング 材の試験は改修標準仕様書3章 防水改修工事による
- ・ 可とう性式 樹脂
- ・ シール工法(ひび割れ幅0.2mm未満の場合に適用)
- ・ ベア状式 樹脂

2 欠損部改修工法 (4.1.4) (4.2.4, 7)

- ・ 鉄筋等の防錆処理 処理方法
- ・ 充填工法

10 とい (3.8.2, 3) (表3.8.1)

といその他の材種

- ・ 配管用鋼管
- ・ 表面処理鋼板(表面及び裏面の塗膜の種類)
- ・ とい受金物
- 材種
- 形状
- 取付け間隔
- 足金物
- 材種
- 形状
- 取付け間隔
- 防露材の
- 既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法
- 鋼管製といの防露巻き

種類	呼び	施工箇所				
・ ろく屋根用たて形1型	・ ねじ込み式	・ 80	・ 100	・ 125	・ 150	
・ ろく屋根用横形1型	・ ねじ込み式	・ 80	・ 100	・ 125	・ 150	
・ パルコン中継用	・ ねじ込み式	・ 50	・ 80	・ 100		
	・ 差し込み式	・ 50	・ 75	・ 100		
・ パルコン用	・ ねじ込み式	・ 50	・ 80	・ 100		
	・ 差し込み式	・ 50	・ 75	・ 100		

たてとい受金物の取付け

- ・ 図示による
- ・ ルーフドレンの取付け

11 アルミニウム製笠木 (3.9.2, 3)

種類

- ・ 押出形材形
- ・ 板材折曲げ形

表面処理

- ・ 色合等
- ・ 標準色
- ・ 特注色

1章 適用区分による風圧力の

4-2章 外壁改修工事 (モルタル塗り仕上げ外壁改修)

1 既存モルタル塗りの撤去 (4.1.4) (4.2.9, 10)

- ・ 行う
- ・ 図示による

撤去後の処置

- ・ 「4-1.1ひび割れ部改修工法」の後、「4-3.3欠損部改修」を行う。

2 ひび割れ部改修工法 (4.1.4) (4.3.5~8)

・ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
・ 自動式低圧式 樹脂注入工法	0.2以上~1.0以下	・ 200~300	・ 130
・ 手動式式 樹脂注入工法	0.2以上~0.3未満	・ 50~100	・ 40
・ 機械式式 樹脂注入工法	0.3以上~0.5未満	・ 100~200	・ 70
	0.5以上~1.0以下	・ 150~250	・ 130

注入状況の確認方法

- ・ コ抜取を行う
- ・ 抜き取り個数
- ・ 抜き取り部の補修方法

・ 引抜き材充填工法(ひび割れ幅1.0mm超の場合に適用)

- ・ シーリング 材 充填材料の種類
- ・ シーリング 材のうえに
- ・ 行う
- ・ 行わない
- ・ 可とう性式 樹脂
- ・ シール工法(ひび割れ幅0.2mm未満の場合に適用)
- ・ ベア状式 樹脂

3 欠損部改修工法 (4.1.4) (4.2.9, 10)

- ・ 鉄筋等の防錆処理 処理方法
- ・ 充填工法
- ・ 現場調査材料(セメントは改修標準仕様書8-2 コンクリート工事による)
- ・ 既調合材料
- ・ 既製目地材
- ・ 仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置

4 浮き部改修工法 (4.1.4) (4.3.11~16)

工法の種類	アンカーの本数 (本/m2)		注入口の箇所数 (箇所/m2)		注入量 (ml/箇所)
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・ アンカー シーリング 部分式 樹脂注入工法	・ 16	・ 25			・ 25
・ アンカー シーリング 全面式 樹脂注入工法	・ 13	・ 20	・ 12	・ 20	・ 25
・ アンカー シーリング 全面式 リマセメントスチール 樹脂注入工法	・ 13	・ 20	・ 12	・ 20	・ 50
・ 注入口付アンカー シーリング 部分式 樹脂注入工法	・ 9	・ 16			・ 25
・ 注入口付アンカー シーリング 全面式 樹脂注入工法	・ 9	・ 16	・ 9	・ 16	・ 25
・ 注入口付アンカー シーリング 全面式 リマセメントスチール 樹脂注入工法	・ 9	・ 16	・ 9	・ 16	・ 50
・ 充填工法					
・ 樹脂塗替え工法					

アンカーの材質

- ・ ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
- ・ 注入口付アンカーの材質
- ・ ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度

注入工法用材料

- ・ リマセメントスチール

広がり速度 (cm/s)	長さ変化量 (収縮) (%)	引張接着性 (N/mm <sup>2</sup> )	曲げ性能 (材齢28日) (N/mm <sup>2</sup> )	吸水性 (72時間) (%)	耐久性 (劣化曲げ強さ) (N/mm <sup>2</sup> )
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

保水係数 0.35~0.55  
粘調係数 0.50~1.00

充填工法用材料

- ・ 樹脂塗替え工法用材料
- ・ リマセメントスチール
- ・ リマセメントスチール(性能、試験方法は別表による)
- ・ 現場調査材料(セメントは改修標準仕様書8-2 コンクリート工事による)
- ・ 既調合材料
- ・ 既製目地材
- ・ 仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置

4章 外壁改修工事 (共通事項・材料)

1 施工数量調査 (1.6.2, 3)

調査範囲

- ・ 外壁改修範囲

調査内容(調査内容は壁面へ表示する)

ひび割れ

ひび割れの幅(0.2mm未満、0.2~0.3mm未満、0.3~0.5mm未満、0.5~1.0mm未満、1.0mm以上)及び長さ、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無、及び錆汁の流出の有無を調査する。

浮き

浮き部または浮き部表面の形状、寸法等を調査する。

剥離・剥落

剥離部または剥落部表面の形状、寸法等を調査する。

塗り仕上げ

塗り仕上げまたは塗り仕上げ表面の形状、寸法等を調査する。

既存部分の破壊を行った場合の補修方法

- ・ 図示
- ・ 調査報告書の記載
- ・ 1部

報告書の内容

- ・ 調査者(氏名、資格等)
- ・ 調査日、調査結果一覧表、図面、写真等

4-3章 外壁改修工事 (タイル張り仕上げ外壁改修)

1 既存タイル張りの撤去 (4.1.4) (4.4.5, 6)

- ・ 行う
- ・ 図示による

撤去後の処置

- ・ 「4-1.1ひび割れ部改修工法」の後、「4-3.3欠損部改修」を行う。
- ・ 「4-2.2ひび割れ部改修工法」の後、「4-3.3欠損部改修」を行う。

タイルの形状、寸法 (4.4.5, 8)

施工箇所	種類	形状/寸法(mm)	再生材の適用 [G]			吸水率による区分		うわぐすり		役物	色	耐凍害性	耐滑り性	備考
			I類	II類	III類	施釉	無釉	有無	標準					
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする。

- ・ 見本焼き
- ・ 試験張り

2 ひび割れ部改修工法 (4.1.4) (4.4.5, 6)

・ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
・ 自動式低圧式 樹脂注入工法	0.2以上~1.0以下	・ 200~300	・ 130
・ 手動式式 樹脂注入工法	0.2以上~0.3未満	・ 50~100	・ 40
・ 機械式式 樹脂注入工法	0.3以上~0.5未満	・ 100~200	・ 70
	0.5以上~1.0以下	・ 150~250	・ 130

注入状況の確認方法

- ・ コ抜取を行う
- ・ 抜き取り個数
- ・ 抜き取り部の補修方法

3 欠損部改修工法 (4.1.4) (4.4.5, 7, 8)

1) 所当たりの張替え面積が0.25m<sup>2</sup>を超える場合の工法

- ・ 図示による

・ タイル部分張替え工法

接着剤の種類

- ・ リマセメントスチール(性能、試験方法は別表による)
- ・ JIS A 5557に基づく一液反応硬化形成成シロコ樹脂系

・ タイル張替え工法

張替え用材料

- ・ 接着剤: JIS A 5557に基づく一液反応硬化形成成シロコ樹脂系
- ・ 張付けタイル

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

- ・ 改修標準仕様書表4.4.2による
- ・ 図示

・ 外装タイル張り下地等の下地タイル及び下地調整材塗りの接着力試験

・ セメントタイルによるタイル(セミックタイル)張り

下地タイル塗りを行うコンクリート素地の処理

- ・ 目荒らし工法(改修標準仕様書4.3.10による)

タイル張りの工法

- ・ 外装タイル
- ・ エッジタイル
- ・ シーリング

・ 有機系接着剤によるタイル(セミックタイル)張り

タイル塗りを行うコンクリート素地の処理

- ・ 目荒らし工法(改修標準仕様書4.3.10(3))による

シーリング 材の種類

- ・ 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地
- ・ 伸縮調整目地その他の目地
- ・ シーリング のその他事項は、改修特記仕様書3章 防水改修工事による

4 浮き部改修工法 (4.1.4) (4.4.5) (4.5.9~15)

工法の種類	アンカーの本数 (本/m2)		注入口の箇所数 (箇所/m2)		注入量 (ml/箇所)
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・ アンカー シーリング 部分式 樹脂注入工法	・ 16	・ 25			・ 25
・ アンカー シーリング 全面式 樹脂注入工法	・ 13	・ 20	・ 12	・ 20	・ 25
・ アンカー シーリング 全面式 リマセメントスチール 樹脂注入工法	・ 13	・ 20	・ 12	・ 20	・ 50
・ 注入口付アンカー シーリング 部分式 樹脂注入工法	・ 9	・ 16			・ 25
・ 注入口付アンカー シーリング 全面式 樹脂注入工法	・ 9	・ 16	・ 9	・ 16	・ 25
・ 注入口付アンカー シーリング 全面式 リマセメントスチール 樹脂注入工法	・ 9	・ 16	・ 9	・ 16	・ 50
・ 充填工法					
・ タイル部分張替え工法					
・ タイル張替え工法					

アンカーの材質

- ・ ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
- ・ 注入口付アンカーの材質
- ・ ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度

注入工法用材料

- ・ リマセメントスチール

・ タイル部分張替え工法

接着剤の種類

- ・ リマセメントスチール
- ・ JIS A 5557に基づく一液反応硬化形成成シロコ樹脂系

・ タイル張替え工法

張替え用材料

- ・ 接着剤: JIS A 5557に基づく一液反応硬化形成成シロコ樹脂系
- ・ 張付けタイル

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

- ・ 位置
- ・ 改修標準仕様書表4.5.11による
- ・ 図示

・ 外装タイル張り下地等の下地タイル及び下地調整材塗りの接着力試験

4-4章 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁改修)

1 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整 (4.4.5, 4)

工法	処理範囲	下地面の補修
・ タグール工法	・ 既存仕上面全体	・ ひび割れ部改修工法
・ 高圧水洗工法	・ 既存仕上面全体	・ 浮き部改修工法
・ 塗膜はく離剥離工法	・ 既存仕上面全体	・ 欠損部改修工法
・ 水洗い工法	・ タグール工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剥離工法の処理範囲以外の既存仕上面	

2 下地調整塗材 (4.4.5, 2)

下地調整塗材

- ・ リマセメントスチール(性能、試験方法は別表による)

3 仕上塗材仕上げ (4.1.5) (4.5.2) (表4.5.1)

新規仕上塗材の種類

種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	防火材料
・			・
・			・
・			・

・ 厚付け仕上塗材

種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	上塗り	防火材料
・			・ 適用する	・
・			・ 適用する	・

・ 複層仕上塗材

種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	上塗材の種類	耐候性	防火材料
・			樹脂	・ 耐候形1種	・
・			・ アクリル	・ 耐候形2種	・
・			・	・ 耐候形3種	・
・			外観	・	・
・			・ つやあり	・	・
・			・ フリック	・	・
・			溶媒	・ 水系	・
・			・	・	・

・ 可とう形改修仕上塗材

種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	上塗材の種類	耐候性	防火材料
・			樹脂	・ 耐候形1種	・
・			・	・ 耐候形2種	・
・			外観	・ 耐候形3種	・
・			溶媒	・	・
・			・	・	・

4 マスチック塗材塗り (4.1.5) (4.6.2) (表4.6.1)

改修標準仕様書4.6.2による

5 外壁用塗膜防水塗り (4.1.5) (4.7.2, 3) (表4.7.1)

仕上げの形状

- ・

工法

- ・

仕上塗材の耐候性

- ・

下地準動緩衝材の適用

- ・ 適用する
- ・ 適用しない

コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書4章 外壁改修工事(コンクリート打ち放し仕上げ外壁改修)による

タイルのひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書4章 外壁改修工事(タイル張り仕上げ外壁改修)による

吹付け工法の模様材の種類

- ・ (所要量 (kg/m<sup>2</sup>))

外壁仕上塗材の種類

- ・ (所要量 (kg/m<sup>2</sup>))

既存塗膜の除去、下地処理及び下地調整は、改修特記仕様書4章 外壁改修工事(塗り仕上げ外壁改修)による

建設工事名

令和8年度

静岡県中部看護専門学校講堂棟屋根防水改修工事

図書

3 / 3

A-04

・ セメントタイルによるタイル(セミックタイル)張り

下地タイル塗りを行うコンクリート素地の処理

- ・ 目荒らし工法(改修標準仕様書4.3.10(3))による)

タイル張りの工法

- ・ 密着張り
- ・ 改良圧着張り
- ・ エッジタイル
- ・ マタ張り
- ・ セグメントタイル張り
- ・ シーリング

改修特記仕様書3章 防水改修工事による

・ 有機系接着剤によるタイル(セミックタイル)張り

タイル塗りを行うコンクリート素地の処理

- ・ 目荒らし工法(改修標準仕様書4.4.5(3))による)

シーリング 材の種類

- ・ 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地
- ・ 伸縮調整目地その他の目地
- ・ シーリング のその他事項は、改修特記仕様書3章 防水改修工事による

目地詰め

- ・ 行う
- ・ 行わない

5 目地改修工法 (4.1.4) (4.14)

- ・ 目地ひび割れ部改修工法
- ・ 伸縮調整目地改修工法

伸縮調整目地の位置及び寸法

- ・ 図示による

シーリング は、改修特記仕様書3章 防水改修工事による

4-4章 外壁改修工事 (塗り仕上げ外壁改修) (4.4.5, 4)

1 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整 (4.4.5, 4)

工法	処理範囲	下地面の補修
・ タグール工法	・ 既存仕上面全体	・ ひび割れ部改修工法
・ 高圧水洗工法	・ 既存仕上面全体	・ 浮き部改修工法
・ 塗膜はく離剥離工法	・ 既存仕上面全体	・ 欠損部改修工法
・ 水洗い工法	・ タグール工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剥離工法の処理範囲以外の既存仕上面	

2 下地調整塗材 (4.4.5, 2)

下地調整塗材

- ・ リマセメントスチール(性能、試験方法は別表による)

3 仕上塗材仕上げ (4.1.5) (4.5.2) (表4.5.1)

新規仕上塗材の種類

種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	防火材料
・			・
・			・
・			・

・ 厚付け仕上塗材

種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	上塗り	防火材料
・			・ 適用する	・
・			・ 適用する	・

・ 複層仕上塗材

種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	上塗材の種類	耐候性	防火材料
・			樹脂	・ 耐候形1種	・
・			・ アクリル	・ 耐候形2種	・
・			・	・ 耐候形3種	・
・			外観	・	・
・			・ つやあり	・	・
・			・ フリック	・	・
・			溶媒	・ 水系	・
・			・	・	・

・ 可とう形改修仕上塗材

種類(呼び名)	仕上げの形状	工法	上塗材の種類	耐候性	防火材料
・			樹脂	・ 耐候形1種	・
・			・	・ 耐候形2種	・
・			外観	・ 耐候形3種	・
・			溶媒	・	・
・			・	・	・

4 マスチック塗材塗り (4.1.5) (4.6.2) (表4.6.1)

改修標準仕様書4.6.2による

5 外壁用塗膜防水塗り (4.1.5) (4.7.2, 3) (表4.7.1)

仕上げの形状

- ・

工法

- ・

仕上塗材の耐候性

- ・

下地準動緩衝材の適用

- ・ 適用する
- ・ 適用しない

コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書4章 外壁改修工事(コンクリート打ち放し仕上げ外壁改修)による

タイルのひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書4章 外壁改修工事(タイル張り仕上げ外壁改修)による

吹付け工法の模様材の種類

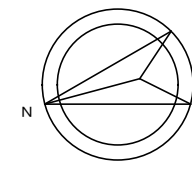
- ・ (所要量 (kg/m<sup>2</sup>))

外壁仕上塗材の種類

- ・ (所要量 (kg/m<sup>2</sup>))

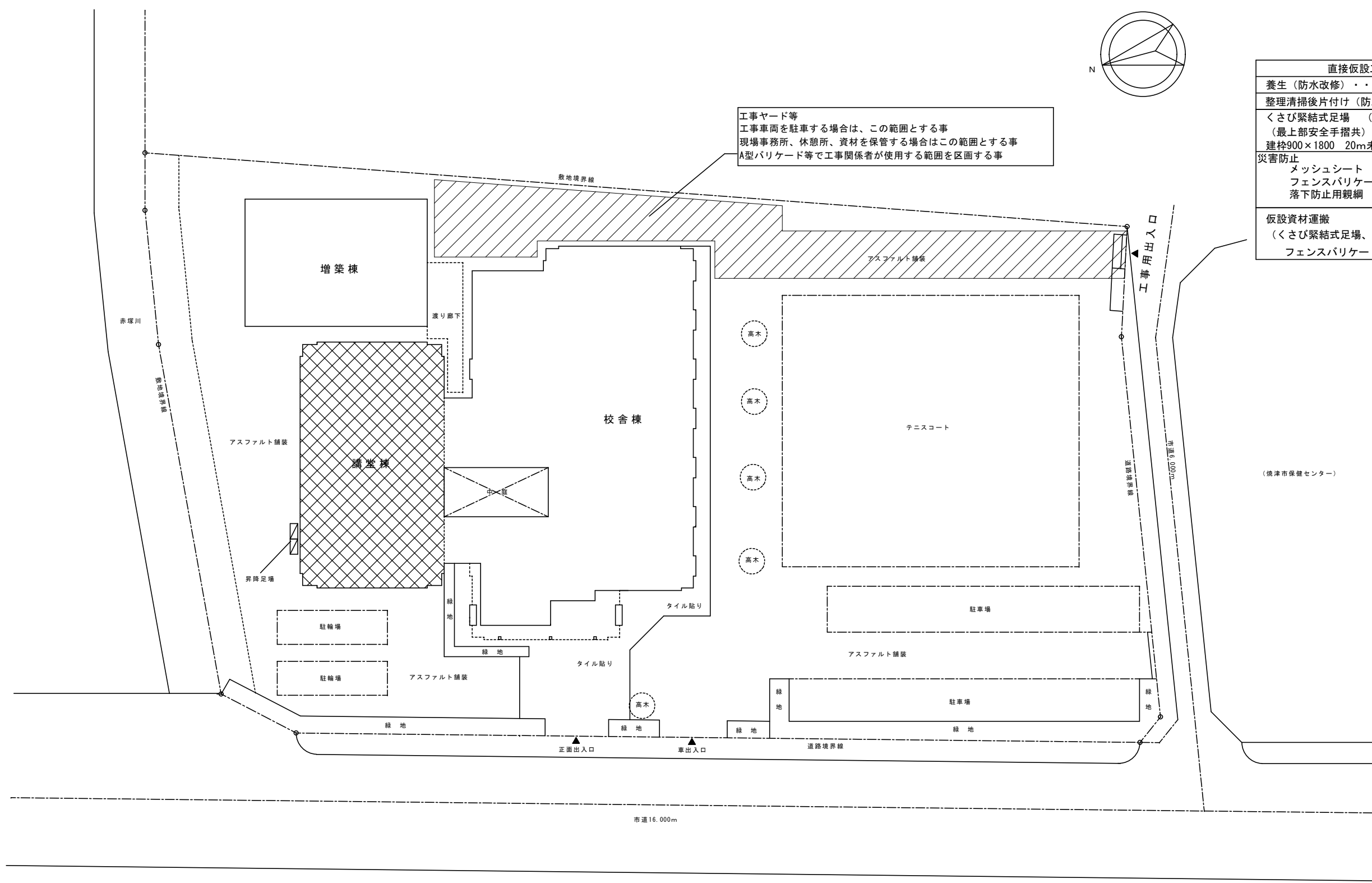
既存塗膜の除去、下地処理及び下地調整は、改修特記仕様書4章 外壁改修工事(塗り仕上げ外壁改修)による

施工条件特記仕様書					明示項目	適用項目	明示が必要な場合	明示事項	内容								
下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件として明示するものである。 なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。																	
1 工程関係	1	関連工事との調整	○	他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合	影響を受ける部分												
					影響を受ける工事内容												
					関連する工事内容												
					関連する工事の開始又は完了の時期												
	2	施工時期、時間の制限	○	施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合	制限される施工内容	振動、騒音が発生する作業											
					制限される施工時期・施工時間	8月オープンキャンパスの時期、10月学園祭の時期、授業の時間8:45~16:30											
					制限される施工方法	授業並びに学校イベント等への支障となる作業（監督員との協議による）											
	3	関係機関等との協議	○	当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合	制約を受ける内容												
					協議内容												
					協議成立見込時期												
4	地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査	○	工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合	調査項目													
				調査期間													
2 用地関係	1	仮用地等として官有地の提供	○	施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合	場所・範囲												
					時間・時期												
					使用条件												
					復旧方法												
					3	公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）	○	工事に伴う公害防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合	施工方法、建設機械・設備、作業時間	「建設機械に関する技術指針」（平成3年10月8日 建設省経機発第247号）に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用すること。 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3.30建設省経機発第58号）に基づき、建設機械を使用すること。							
					2	騒音、振動、地盤沈下、地下水枯渇等の防止調査		工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合	事前・事後調査の区分								
					3	電波障害等に起因する事業損失防止調査		電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合	事前・事後調査の区分								
4 安全対策関係	1	交通安全施設	○	交通安全施設等を指定する場合	指定の内容												
					指定の期間												
	2	近接施工	○	鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法等に制限がある場合	制限される施工方法												
					制限される作業時間帯												
	3	落石、雪崩、土砂崩落の防護施設	○	落石、雪崩、土砂崩落に対する防護施設が必要な場合	防護施設の内容												
					延べ人数	交通誘導警備員A		交通誘導警備員B	2人								
	4	交通誘導員の配置	○	交通誘導員の配置を指定する場合	配置時間	交通誘導警備員A 8時~17時まで（8時間）		交通誘導警備員B 8時~17時まで（8時間）									
					有毒ガス及び酸素欠乏等の対策	有毒ガス及び酸素欠乏対策として、換気設備が必要な場合	換気設備等の内容										
	5	一般道の使用	○	搬入経路、使用時間、使用時間帯等に制限がある場合	制限される工事用資機材の搬入経路												
					制限される使用期間												
5 工事用	1	一般道の使用	○	搬入、搬出路の使用中止及び使用後の処置が必要である場合	制限される使用時間帯												
					使用中・使用後の処置内容												
					検図	作図	日付	令和8年5月	工事名	令和8年度 静岡県中部看護専門学校講堂棟屋根防水改修工事							
										図番	A-05						



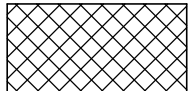
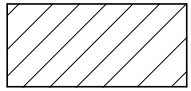
工事ヤード等  
 工事車両を駐車する場合は、この範囲とする事  
 現場事務所、休憩所、資材を保管する場合はこの範囲とする事  
 A型バリケード等で工事関係者が使用する範囲を区画する事

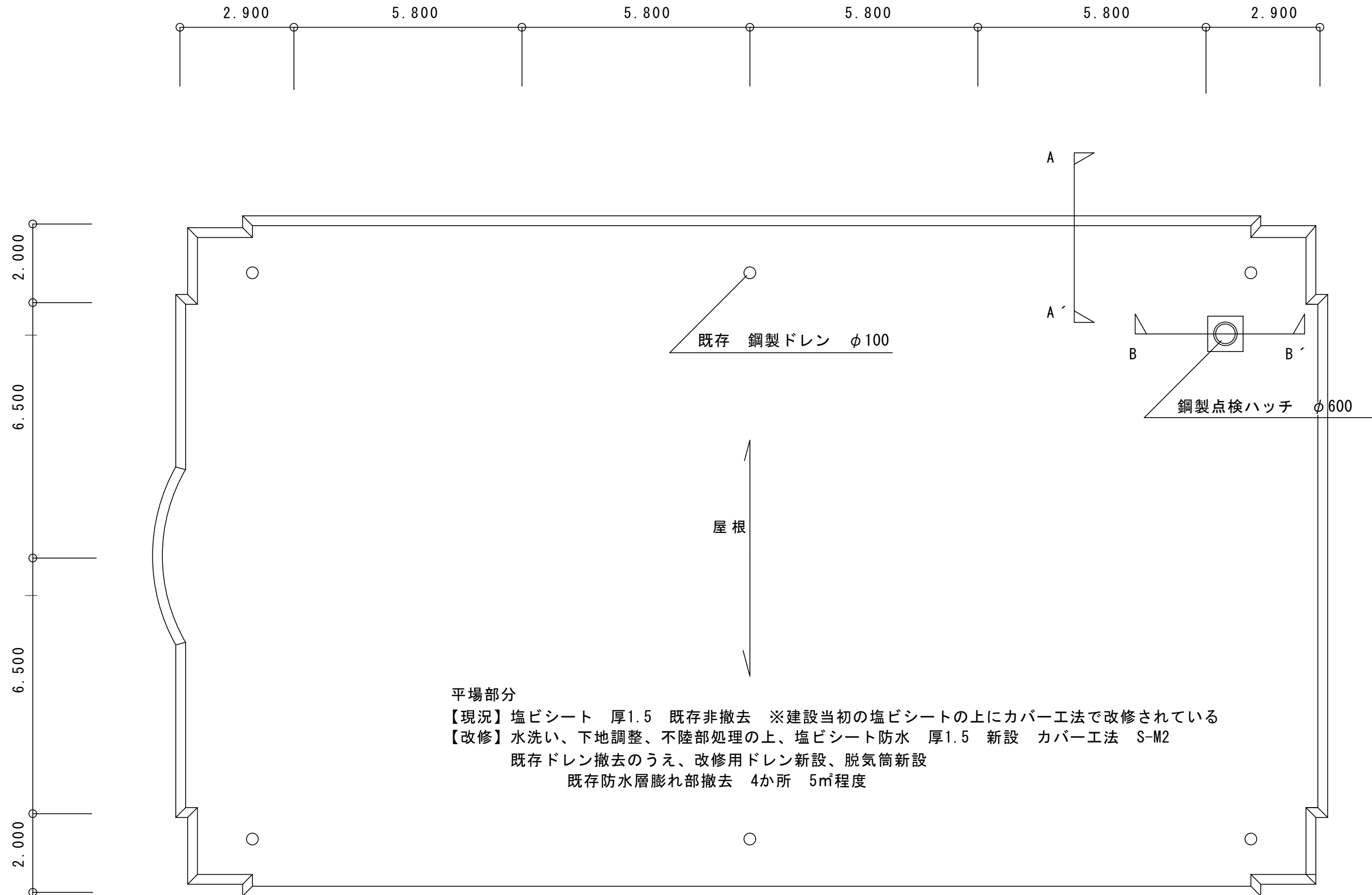
直接仮設工事（参考数量）	
養生（防水改修）	・・・482㎡
整理清掃後片付け（防水改修）	・・・482㎡
くさび緊結式足場（手すり先行方式） （最上部安全手摺共）	
建柱900×1800 20m未満 3か月	・・・39.6㎡
災害防止	
メッシュシート 防災I類 80日	・・・49.7㎡
フェンスバリケード H1.8	・・・5.4m
落下防止用親綱 支柱共	・・・91.4m
仮設資材運搬 （くさび緊結式足場、メッシュシート フェンスバリケード、親綱支柱共）	



配置図

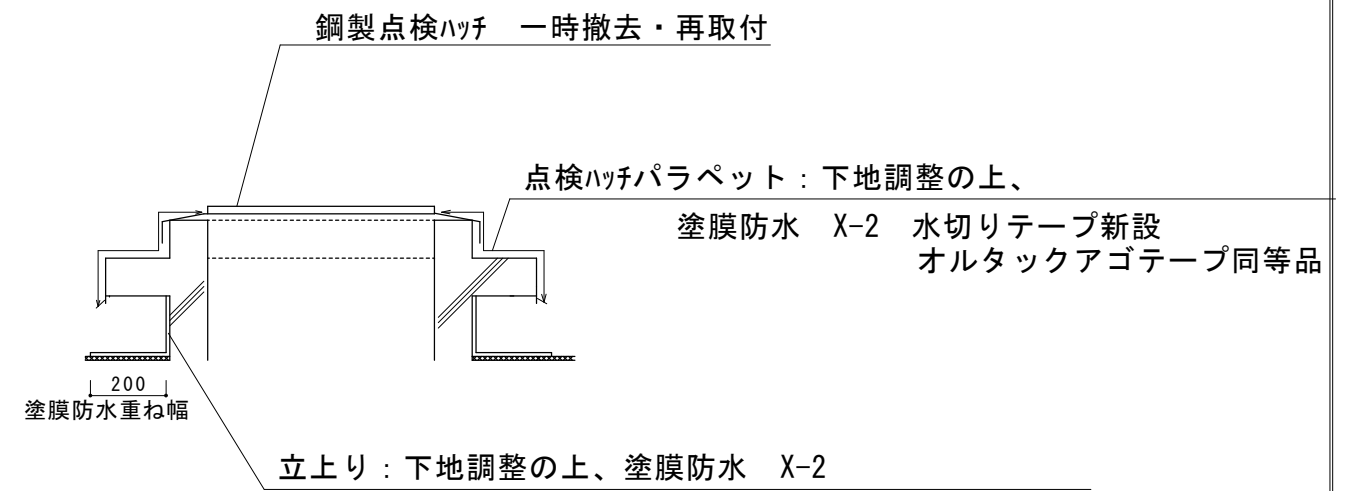
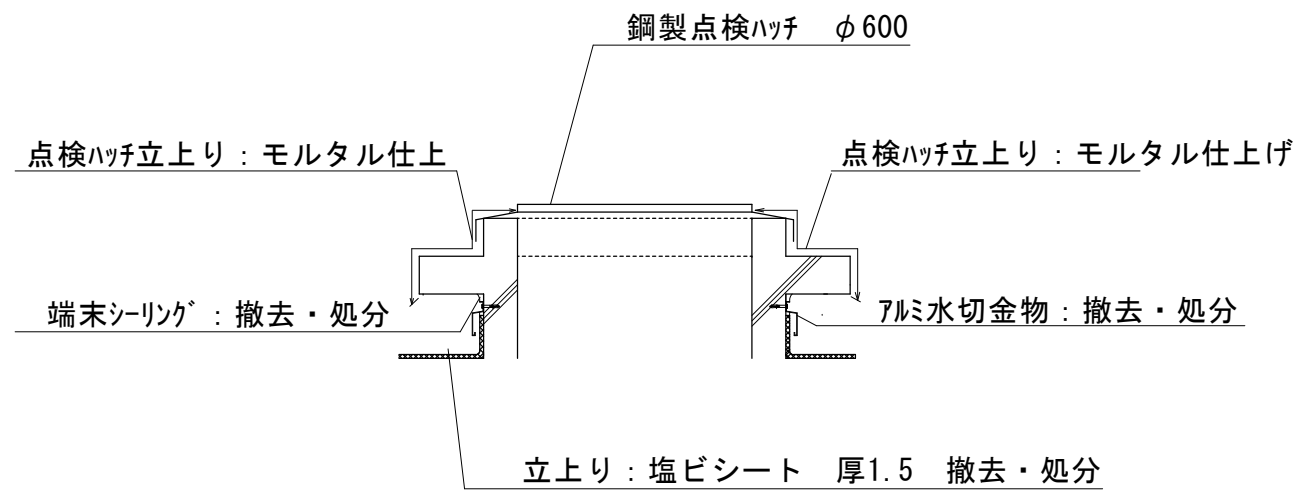
【凡例】

-  : 改修対象建築物を示す
-  : 工事ヤード等を示す



R階 平面図

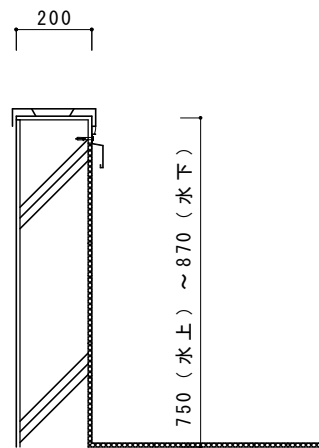
整理No.	焼津市 都市政策部 公共建築課 〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号 TEL 054-626-2103 FAX 054-626-2184	検印	担当者	令和8年5月	縮尺	A3 1:100	工事名称 令和8年度 静岡県中部看護専門学校 講堂棟屋根防水改修工事	図面名称 R階平面図	図番 A-07
				設計					



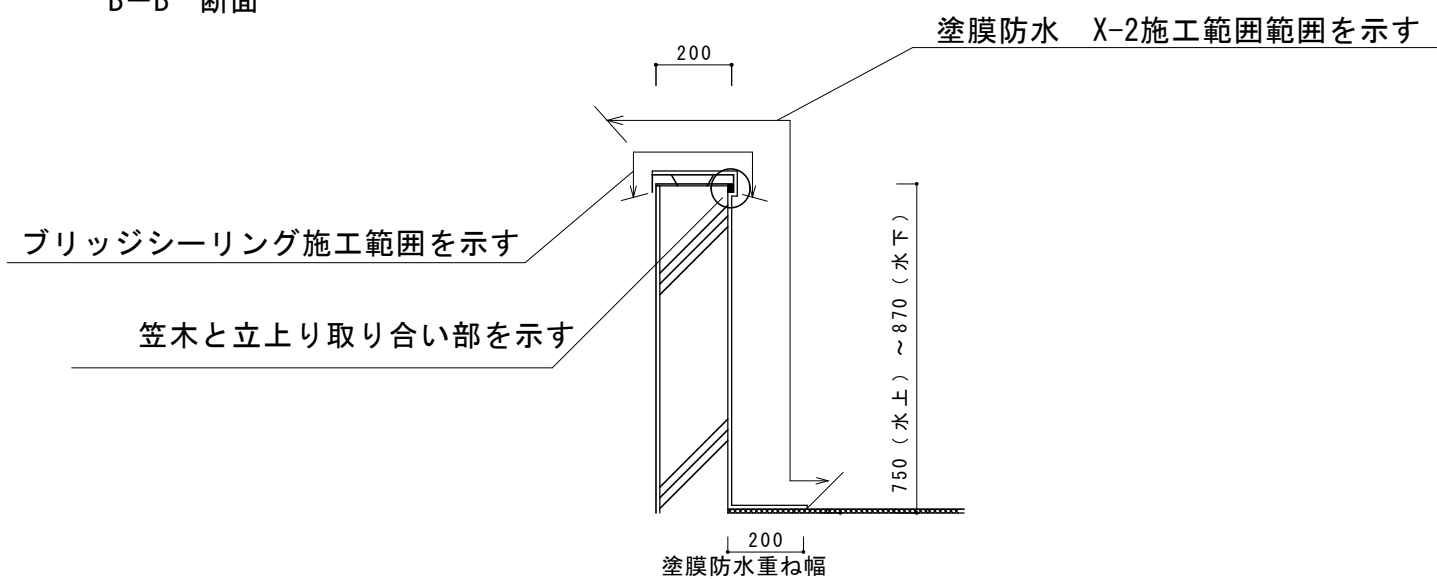
改修前

改修後

点検ハッチ  
B-B' 断面



改修前



改修後

A-A' 断面

立上り部分

【現況】塩ビシート防水 厚1.5 撤去・処分  
 端末処理：シーリング、アルミ製水切り、押え金物 撤去・処分  
 【改修】下地調整の上、塗膜防水 X-2  
 笠木と立上り取り合い部：シーリング 変成シリコン 20×20  
 ノンブリードタイプ

笠木部分

【現況】アルミ製笠木 既存のまま ブリッジシーリング撤去・処分  
 【改修】下地調整のうえ、塗膜防水 X-2  
 笠木継ぎ目：ブリッジシーリング 変成シリコンW34×L280 t5  
 ノンブリードタイプ 54箇所

整理No.	焼津市 都市政策部 公共建築課 〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号 TEL 054-626-2103 FAX 054-626-2184	検印	担当者	令和8年5月	縮尺 A3 1:20	工事名称 令和8年度 静岡県中部看護専門学校 講堂棟屋根防水改修工事	図面名称 部分詳細図	図番 A-08
-------	--	----	-----	--------	---------------	--	---------------	------------

令和 8 年度

# 設 計 書

審査		設計

事業区分	組合単独費	設計日	令和 8 年 5 月
		工期	令和 8 年 11 月
工事名称	令和 8 年度 静岡県中部看護専門学校講堂棟屋根防水改修工事		
工事場所	焼津市 東小川 1 丁目 地内		
工事費	( )		
施工理由	経年劣化による防水改修工事		

工事概要

# 工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		







建築工事 中科目別内訳

講堂棟					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
防水	撤去	1	式		
防水	改修	1	式		
計					
発生材処理	運搬	1	式		
発生材処理	処分	1	式		
計					



建築工事 細目別内訳

講堂棟		防水		撤去		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
既存防水層撤去	立上 シート防水	74.6	m <sup>2</sup>			
シーリング撤去	笠木継ぎ目ブリッジシーリング共	94.6	m			
端末金物撤去		94.6	m			
既存防水層撤去	平場 不陸部 シート防水 4か所 5m <sup>2</sup> 程度	1	式			
鋼製点検ハッチ 一時撤去・再取付	600	1	式			
ルーフトレ撤去	鋳鉄縦型100 シート防水用	6	か所			
計						

建築工事 細目別内訳

講堂棟		防水		改修		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
水洗い	高圧ホース 10~15 MPa	482	m <sup>2</sup>			
シート防水	平場 S-M2 加圧工法 下地調整 不陸部処理共	482	m <sup>2</sup>			
脱気筒		8	か所			
塗膜防水	立上部分 笠木部分 X-2 下地調整	111	m <sup>2</sup>			
笠木立上取合い シーリング	変成シリコン 20×20 ノブリードタイプ	91.4	m			
笠木継ぎ目ブリップ シーリング	変成シリコン W35×L280 t5 ノブリードタイプ	54	か所			
塗膜防水	点検ハッチ立上部分 X-2 下地調整	1.2	m <sup>2</sup>			
塗膜防水	点検ハッチパネル部分 X-2 下地調整	1.5	m <sup>2</sup>			
水切テープ	オクツクアコテープ 同等品	4.6	m			
ルーフトレ	100	6	か所			
計						







## 工 事 費 内 訳 書

年 月 日

住 所  
商 号  
氏 名

- 1 指名通知日                    令和8年4月30日
- 2 建設工事名                    令和8年度 静岡県中部看護専門学校講堂棟屋根防水改修工事
- 3 建設工事箇所                焼津市 東小川1丁目 地内
- 4 工事費内訳

	(内 訳)	(金 額)
1	直接仮設	円
2	防水	円
3	発生材処理	円
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円
10		円
11		円
12		円
13		円
14		円
15		円
16		円
17		円
直接工事費 計		円

共通仮設費	計	円
<hr/>		
純工事費	計	円
<hr/>		
現場管理費		円
<hr/>		
工事原価	計	円
<hr/>		
一般管理費		円
<hr/>		
工事価格	計	円
<hr/>		
現場管理費のうち		
法定福利費の事業主負担額		円
<hr/>		
建退共制度の掛金		円
<hr/>		
工事原価のうち		
安全衛生経費		円
<hr/>		

直接工事費のうち

材料費 一式	円
<hr/>	
労務費 一式	円
<hr/>	

※入札書の金額と工事費内訳書の工事価格は同一の金額を記載してください。

※誤記入・記入漏れ等がないようにしてください。著しい不備は無効となる場合があります。

# 工 事 費 内 訳 書

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 焼津市〇〇〇〇〇〇〇  
 商 号 (株) 〇〇〇〇〇  
 氏 名 代表取締役 〇〇〇〇

- 1 指名通知日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 2 建設工事名 〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
- 3 建設工事箇所 焼津市〇〇地内
- 4 工事費内訳

	(内 訳)	(金 額)
1	土工	円
2	水路工	円
3	縁石工	円
4	集水桝工	円
5	舗装工	円
6	安全施設工	円
7	路盤工	円
8	区画線工	円
9	雑工	円
10		円
11		円
12		円
13		円
14		円
15		円
16		円
17		円
	直接工事費 計	円

共通仮設費	計	円
<hr/>		
純工事費	計	円
<hr/>		
現場管理費		円
<hr/>		
工事原価	計	円
<hr/>		
一般管理費		円
<hr/>		
工事価格	計	円
<hr/>		
現場管理費のうち		
法定福利費の事業主負担額		円
<hr/>		
建退共制度の掛金		円
<hr/>		
工事原価のうち		
安全衛生経費		円
<hr/>		

直接工事費のうち	
材料費 一式	円
<hr/>	
労務費 一式	円
<hr/>	

※内訳欄には、適宜該当する工種を記載してください。  
 ※入札書の金額と工事費内訳書の工事価格は同一の金額を記載してください。  
 ※誤記入・記入漏れ等がないようにしてください。著しい不備は無効となる場合があります。

※以下の事例に該当する内訳書は、無効とし、入札も無効となるので十分注意してください。

	内 容	例 示
1	住所、商号に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合	○内訳書の住所、商号が入札書の住所、商号と著しく異なる場合 ※軽微な誤字、脱字がある場合は除く ※他社の商号などがある場合は談合の疑義ありとして取り扱う
2	案件名に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合	○内訳書の案件名が入札書の案件名と著しく異なる場合 ※誤字、脱字等の軽微な不備の場合は除く
3	内訳書の工事(業務)価格が入札金額と端数処理の範囲を超えて大幅に異なる場合	○内訳書の工事(業務)価格が端数処理の範囲(千円以下の端数切りの範囲)を超えて入札金額と著しく異なる場合
4	記載すべき内訳項目が過不足している場合	○単抜き設計書の項目と不一致の場合 ○項目を省略し、一式表示している場合 ※一式表示がやむを得ないと認められる場合は入札公告等で通知する。
5	指定する内訳書と異なる場合	○入札公告等で指定する内訳書が示す記載事項の記載がない場合
6	内訳書の各内訳金額に誤り等があり、内訳書の合計金額と一致しない場合	○内訳書の中に計算間違いがある場合 ※合計の不一致が端数処理程度の場合を除く
7	内訳書の重要な項目(商号、案件名、内訳項目及び金額等)の全部又は一部の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合	○商号の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合 ○案件名の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合 ○内訳項目や金額等の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合
8	内訳書とは無関係な書類である場合	○提出された書類が内訳書以外の書類等の場合
9	他の案件の内訳書である場合	○提出された内訳書が別案件の場合
10	白紙である場合	○提出された書類が白紙の場合
11	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	○内訳書が全く提出されていない場合 ○内訳書の一部分が欠落している場合 ○内訳書が数枚にわたる場合等で全てが提出されない場合
12	内訳書が特定できない場合	○複数の内訳書の提出があり、特定できない場合
13	内訳書が電子データの場合で破損等により内容が確認できない場合	○内訳書のファイルが破損等により内容が確認できない場合(上記の場合で入札者の責に帰さない場合で内訳書の再提出を求めたが提出のない場合を含む)

# 入札書

- 1 入札番号 第25号
- 2 件名 令和8年度 静岡県中部看護専門学校講堂棟屋根防水改修工事
- 3 履行場所 焼津市東小川1丁目地内  
組合立静岡県中部看護専門学校

上記の件について、志太広域事務組合競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税抜)

令和 年 月 日

発注者 志太広域事務組合  
管理者 焼津市長 中野 弘道 様

住所

入札者 商号

氏名

印

- 1 入札書は、入札1件ごと1枚用意してください。
- 2 入札書には、入札番号、件名、入札金額、入札日、入札者の住所・商号・代表者の職氏名を必ず明記し、社印・代表者印を押印してください。

<b>記載例</b>		<b>入札書</b>																					
1 入札番号	第 〇〇 号																						
2 件名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇																						
3 履行場所	〇〇〇〇〇〇〇〇	入札金額は消費税額を除いた金額を記入。 「¥」マークも記入する。																					
上記の件について、志太広域事務組合競争入札入札心得を承諾の上、下記の金額で請負いたいのので、申し込みます。																							
入札金額	<table border="1"> <tr> <td>拾</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>拾</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>¥</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円				¥	1	2	3	0	0	0	(消費税抜)	
拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円														
			¥	1	2	3	0	0	0														
入札(開札)日を記入する。		令和〇〇年〇〇月〇〇日																					
発注者	志太広域事務組合	会社名・代表者の職名及び氏名は必ず明記し、社印・代表者印をする。																					
管理者	焼津市長 中野 弘道 様																						
	住所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																					
入札者	商号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇																					
	氏名	〇〇 〇〇〇〇〇〇 印																					

# 郵便入札での注意事項

一般書留、簡易書留又は持参のみ有効です。  
普通郵便やレターパック等での提出は無効となります。

入札書及び内訳書（必要な場合のみ）を入れる内封筒と、内封筒を入れる外封筒の二重封筒にしてください。

※窓口を持参する場合、外封筒は不要です。

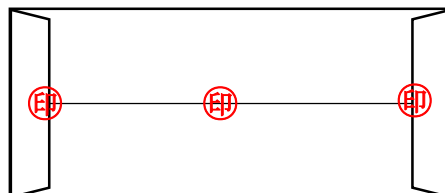
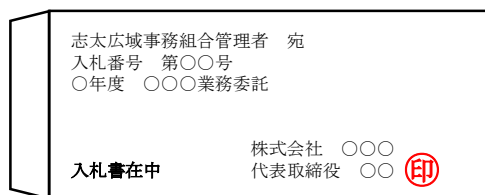
（令和7年5月1日～）

## <内封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、商号（又は名称）、並びに代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押す。

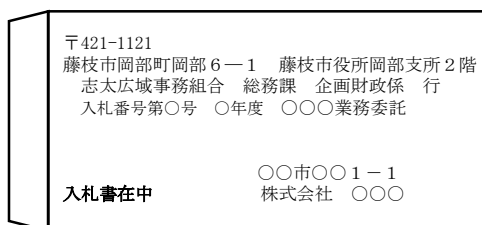
同じ印で、封筒のつなぎ目に封印をする。

※いずれかの印がない場合、無効となる場合があります。



## <外封筒記載例>

宛先、入札番号、件名、「入札書在中」、住所、商号（又は名称）を記入する。



その他の規定については、「郵便入札に関する要領」や「競争契約入札心得」等（下記①のページのうち、「関連法規など」）をご覧ください。

志太広域事務組合ホームページ>組合の概要>入札・契約>入札情報 …①

<https://www.shida.or.jp/about/tender/115.html>

郵便入札に関する要領 …②

<https://www.shida.or.jp/material/files/group/2/yubinnyusatsuyoryoR070501.pdf>

①



②

